**予定** 平成30年4月1日時点

担当課(企画政策課)

# 1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市市民投票条例素案	市が考える市	<メリット> 二元代表制を補完し、市政の重要課題の対処に際し、市民の意向を把握することが出来る。							
名称	流山市市民投票条例素案	民等への影響	<デメリット> 投票を実施する際には多額の費用が必要となる。							
概要	地方分権に基づく市民自治の充実・強化を図り、且つ、市政の重要課題の対処に際し市民の意向を把握するための規定となる、常設型の「流山市市民投票条例」を流山市自治基本条例第17条に基づき策定する。									

# (1)市民参加の対象事項について

市民参加	の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)				
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの			
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの			
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの			
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない	い詳しい理由			
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更					
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合					

# (2)市民参加の手法について

#### 市民参加の方法(条例第6条第1項)

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由						
		審議会等										
複数実施		パブリックコメント手続	平成29年7月~平成29年8月頃	市内に住所を有する者等	特になし							
		意見交換会				↑市民投票制度は、市政の重要課題の対処に際し運用されるものであり、その条例の検討にあたっては、幅広い意見をいた ↓だき論点を整理するため、無作為抽出による市民を委員とした市民会議を設置し、さらには条例(素案)についてパブリック						
		公聴会				コメントを実施するもの。						
他		政策提案制度	平成27年10月	政策提案者		また、平成27年10月に当該制度に係る市民提案があった。 						
		その他	平成28年10月~平成29年6月までに6回程度	市内に住所を有する者(無作為抽出)/学 識経験者	市民会議							

# (3)市民参加のスケジュール(予定)

平成	平成27年度 平成28年度						28年度						平成29年度		
4~9月 10月~3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
	<b>+</b>							←					<b></b>	$\longleftrightarrow$	
	政策提案								市民会議	平成28年10月~	~平成29年3月ま	でに4回程度 平	成29年4月~6月	までに2回程度	
					←		<b></b>							←→	
					市民会議	市民委員公募(制	· 無作為抽出)&設	置						パブリックコメント	

# 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容•理由	変更項目	変更日	変更内容•理由